

2025年11月13日

各 位

会社名 株式会社 SBI 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 川島克哉
(コード番号:8303 東証プライム市場)

上場維持基準(流通株式比率)への適合に向けた計画について (大規模な公募及び売出しを伴う新規上場に係る特例適用)

株式会社 SBI 新生銀行(本社:東京都中央区、代表取締役社長:川島克哉、以下「当行」)は、2025年11月13日、当行株式について株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)より、東京証券取引所プライム市場への上場を承認され、2025年12月17日の上場を予定していますが、上場日時点において、プライム市場における上場維持基準のうち、流通株式比率について適合しない見込みです。

当行は、東京証券取引所の有価証券上場規程第715条第2項に掲げる形式要件の特例の適用を受け、上場日時点での流通株式比率が10%以上となる見込みで上場する予定であり、プライム市場における流通株式比率の上場維持基準である35%へ適合するための計画書を作成しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 当行の上場維持基準への適合状況及び計画期間

当行の2025年12月17日の上場日時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況は、下表を見込んでおり、流通株式比率についてはプライム市場における上場維持基準に適合しない見込みです。当行は、流通株式比率に関して、2031年3月末を目途に上場維持基準を充たすため各種取組を進めてまいります。

項目	流通株式比率
当行の適合状況(2025年11月13日上場承認時点)	24.79%【注】
プライム市場上場維持基準	35.0%
計画期間の末日	2031年3月末

※当行の適合状況は、当行が上場審査期間中に提出した「公募又は売出予定書」を基に、東京証券取引所が判定したものです。

【注】小数点第三位を四捨五入

2. 上場維持基準への適合に向けた取組みの基本方針、課題及び取組み内容

(1) 基本方針

当行は、2021年12月のSBIグループ入り以来、SBIグループとのシナジー効果の発揮や国内における金融環境の正常化等により、短期間のうちに顧客基盤の拡大や収益性の向上を実現してまいりました。今後も

中期経営計画に掲げる成長ドライバーに注力したうえで、第4のメガバンク構想の進展やデジタルアセットへの取組みの拡大等を通じて、持続的な成長と企業価値の向上を目指していく方針であります。

引き続き、SBIグループの中核銀行としてSBIグループの世界的にもユニークな企業生態系を最大限活用してまいる所存ですが、プライム市場における上場維持基準の充足は、当行が投資対象として十分な流動性とガバナンス水準を備えた会社であることを示すために重要であると認識しております。このような考えに基づき、より多くの投資家の投資対象になりうることを目指し、親会社との話し合いを通じて、流通株式比率の改善に取組み、上場維持基準の適合を目指すことを基本方針といたします。

(2) 課題

当行はプライム市場における上場維持基準の適合にあたり、親会社であるSBIホールディングス株式会社及びSBI地銀ホールディングス株式会社の当行発行済株式数に占める所有比率が合わせて74.26%であることにより、流通株式比率が低い状態であることを課題として認識しております。なお、当該課題及び流通株式比率を充足する重要性は当行のみならず、親会社も共通の認識であります。

(3) 取組内容

流通株式比率を上昇させる施策について親会社との対話を継続してまいります。なお、上場維持基準を充たすために必要な株式を短期間に市場へ供給することは株価形成においてマイナスの影響も大きいことから2031年3月末までを目途として段階的に流通株式比率を向上するための施策を実施してまいる所存です。具体的な時期、手法については株価への影響を勘案したうえで決定次第速やかに公表いたします。

3. 本計画書で考慮していない事項

当行ではグループ役職員向けにストックオプションを発行しております。今後、ストックオプションの権利行使が進み、役員に関しては取得株式の市場売却が進むことによっても流通株式比率の上昇が見込まれます。本計画書の提出時点において、ストックオプションの行使による増加見込み株式数は8,454,200株(潜在株式比率0.94%)、行使期間は2028年7月1日から2030年9月30日までとなっておりますが、ストックオプションの行使有無や行使時期、当該行使後の役員による株式の市場売却の時期を見通すことが困難であるため、本計画書では考慮しておりません。

また、上場時の新株発行及び売出しの中で株式を取得した株主の保有する株式は全て流通株式となるとして計算しておりますが、取得した株主の属性等(例えば上場株式数の10%以上を所有する者又は組合、国内の普通銀行、保険会社、事業法人等)によっては、流通株式に含まれない可能性もあります。その場合当行は、流通株式に含まれない株式の割合も踏まえて、親会社に対し追加的な当行株式の売却等の検討と実行を要請してまいります。

以上